

ふれあいいきいきサロン（鈴鹿市地域介護予防活動支援事業）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域の65歳以上の高齢者及び地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域住民・ボランティア等が主体となり、地域に根差した居場所づくりや世代間交流、助け合いの輪を広める鈴鹿市地域介護予防活動支援事業（以下「本事業」という。）の活動を行う団体に対して、予算の範囲内において助成金の交付をすることを目的に、必要な事項を定めるものである。

（団体登録の条件）

第2条 本事業への団体登録を希望する団体は、次の各号に掲げるすべての条件に当てはまらなければならない。

- (1) 鈴鹿市内において、自主的活動を行う任意の団体であること。
- (2) 営利活動を目的としない団体であること。
- (3) 特定の個人や会員のみ利益にならず、広く地域に認知されるように努めること。
- (4) 趣味活動やサークル活動、生涯スポーツ等に特化した内容でないこと。
なお、趣味活動やサークル活動とはカラオケ、合唱、映画鑑賞、料理教室、書道、麻雀、囲碁、将棋等を、生涯スポーツとはグラウンドゴルフ、卓球、テニス、踊り等を指す。
- (5) サロン開催1回当たり原則10名以上の参加者があること。
- (6) 参加者は鈴鹿市に居住する者で、半数以上が65歳以上であること。
- (7) 基本月1回以上なおかつ1年度当たり少なくとも10回以上開催すること。
- (8) 1回あたりの開催時間は、日中1時間以上であること。

（団体登録の対象となる活動内容）

第3条 本事業の登録団体は、次にあげる(1)～(5)のうち複数の活動を主体的に実施するものとする。

- (1) スクエアステップや軽運動など、介護予防の要素を取り入れた継続的な活動
- (2) レクリエーションや歌、演奏、ゲーム、脳トレなど、誰もが参加できる活動
- (3) 出前教室や出前講座などを取り入れた、健康の増進や暮らしの安心につながる活動
- (4) 小物づくりや折り紙、お菓子づくりなど、生活に彩りを与える創作活動
- (5) 茶話会やお出かけ・清掃活動など、参加者同士のふれあいや交流が図れる活動

（団体登録・助成金の申請）

第4条 本事業への団体登録を希望する団体は、以下を鈴鹿市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に申請するものとする。

- (1) 団体登録を希望する団体は、「ふれあいいきいきサロン登録申請書（様式1）」を提出する。
- (2) 助成を希望する団体は、「ふれあいいきいきサロン登録申請書（様式1）」及び「ふれあいいきいきサロン助成申請書（様式2）」を4月末日までに提出すること。

（助成金額）

第5条 助成金額は、1団体につき、月3,000円を基本とし、複数回開催するサロンについては、2回目以降は一律1,000円加算する（申請上限額 月6,000円）。
ただし、予算の範囲内において助成金額の調整を行うことがある。

(助成対象経費)

第6条 助成の対象となる経費は、活動に必要と認められる次の各号に掲げるものとし、助成金額の算定にあたっては、参加費等自己負担額を控除して、決定する。

- (1) 行事、会議等の会場使用料
- (2) 単価が1万円以下の消耗品費、食材等の原材料費
- (3) ボランティア活動保険料、行事保険料
- (4) 印刷製本費、通信運搬費
- (5) 講師謝礼（実費弁償費程度）

(不承認事項)

第7条 助成対象不承認となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設への入場料
- (2) 単価が1万円以上の備品 ※ただし、スクエアステップマットは購入可とする
- (3) 外食や市販品を用いた食事代
- (4) 運営者ならびに参加者に対する報酬
- (5) 交通費（高速道路・駐車場利用料金含む）
- (6) 助成金の一部を募金・寄付
- (7) 作品等の出展・出演料
- (8) 金券の購入

(助成の決定)

第8条 助成の可否及び助成額等を「ふれあいいきいきサロン 助成決定通知書（様式3-1）」又は「ふれあいいきいきサロン 助成却下通知書（様式3-2）」により、申請者に通知する。

(助成の請求)

第9条 前条の助成の決定を受けた団体は、「ふれあいいきいきサロン 助成請求書（様式4）」により、助成金を請求するものとする。

(助成の支払い)

第10条 助成金の支払いは、5月中にサロン団体名義の口座へ送金する。なお、申請提出状況により、振込日が前後する場合がある。

(実績報告)

第11条 助成を受けた団体は、事業完了後、「ふれあいいきいきサロン 参加者名簿（様式5-1）」及び「ふれあいいきいきサロン実施報告書（様式5-2）」・「ふれあいいきいきサロン助成申請団体 領収書提出用紙（様式5-3）」を同年度末までに、本会に提出しなければならない。

なお、助成を受けていない団体については、「ふれあいいきいきサロン 参加者名簿（様式5-1）」のみを提出をすること。

(助成の返還)

第12条 助成を受けた団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、本会が指定する期間内に助成の一部又は全額を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請が判明したとき。
- (2) 第2条及び第3条に規定する要件を満たさなかったとき。
- (3) 助成を目的外に使用したとき。
- (4) 事業完了後、余剰金が生じたとき。
- (5) その他本要綱の規定に違反したとき。

(団体登録の抹消)

第13条 登録した団体が、次の各号のいずれかに該当する場合に、団体の登録を抹消することができるものとする。

- (1) 第2条及び第3条に規定する要件を満たさなくなった場合。
- (2) 本来のサロン活動・地域福祉活動の目的から逸脱した活動、或いは公共の福祉に反する活動があると認められる場合、又はそのおそれがある場合。

(登録団体の利用可能なサービス)

第14条 本事業へ登録した団体は、次の各号に掲げる施設等を無償で利用できるものとする。

- (1) 鈴鹿市社会福祉センター会議室等
- (2) 福祉バス（年1回に限る）
- (3) 貸出機材
- (4) 出前教室（介護予防普及啓発事業）
- (5) 出前講座（地域リハビリテーション活動支援事業）

(個人情報の保護)

第15条 本事業にかかる事務を処理するための個人情報の取扱いについては厳守しなければならない。

登録情報は、鈴鹿市・鈴鹿地域包括支援センター等関係機関との連携・共有を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月17日から施行する。

この要綱は、令和3年1月5日から施行する。

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。